

# 非常災害時の児童の安全確保について

令和8年度版  
安城市立祥南小学校

## ▼台風等異常気象時の安全対策（令和2年7月28日より変更）

### 1 児童の登校する以前に、名古屋地方気象台から安城市に暴風（暴風雪）警報が発表されている場合

(1) 午前6時までに安城市の警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

(2) 午前6時までに安城市の警報が解除されなかった場合は、その日の授業は行わない。

上記(1)、(2)の場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な児童は登校を見合わせ、その旨を必ず学校へ連絡をしてください。この場合は遅刻・欠席扱いとはしません。

### 2 児童の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に暴風（暴風雪）警報が発表された場合

(1) 気象・交通機関及び通学路の状況等を判断して児童を安全に帰宅させようと判断したときには、授業を中止し速やかに一斉下校させる。

※家が留守になる場合も想定し、どこにいらいいか等について事前に話しあっておいてください。

(2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。

### 3 特別警報が発表された場合

#### (1) 児童が登校する以前に、名古屋地方気象台から安城市に特別警報が発表されている場合

ア 自宅待機とする。

イ 特別警報解除後も、学校から登校の連絡が出されるまでは自宅待機とする。なお、登校の判断についての情報は、祥南小学校ホームページおよび緊急メール配信システム、電話連絡によりお知らせします。

#### (2) 児童の登校後に、名古屋地方気象台から安城市に特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、校内にて児童生徒の安全を確保する。

イ 保護者への引き渡しを安全に行えると判断するまでは学校で保護・待機させる。なお、保護者への引き渡し判断についての情報は、祥南小学校ホームページおよび緊急メール配信システム、電話連絡によりお知らせします。

### 4 暴風（暴風雪）警報または特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

ア 名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。

イ 学校からの指示がない場合においても、児童生徒の安全を第一に考え、登校は、保護者で判断してください。保護者の判断により登校を見合わせた場合は、学校に必ず連絡してください。この場合は遅刻・欠席扱いとはしません。

(参考)

○「暴風（暴風雪）警報・特別警報が発表されている」…安城市に警報が出た状態

○「暴風（暴風雪）警報・特別警報が解除されている」…安城市に警報が出ていない状態

## ▼地震発生時等の安全対策

### 1 震度5弱以上の地震発生時の対応

- (1) 児童が在宅中の場合は、自宅待機とする。
- (2) 児童が在校中の場合は、授業を中止して、運動場（体育館）に避難する。安全確保のために必要な情報を収集し、授業再開か、帰宅させるかについて判断する。帰宅については保護者の来校を待ち、引き渡しをする。
- (3) 児童が登下校中の場合は、原則として、極力複数で安全な道を通って、祥南小学校体育館に避難する。ただし、自宅近くにおいて、保護者もしくは保護者に代わる大人が必ず自宅にいる場合は、自宅に避難する。いずれの場合も、職員が通学路に出向き、児童の安全を確認する。  
学校に避難してきた児童については、保護者の来校を待ち、引き渡しをする。在校していない児童については、自宅へ連絡し、安否確認をする。

## ▼非常災害時の対応

- 1 非常災害時における対応については、teturu（未登録の場合には電話）で伝達する。
- 2 安城市指定避難場所 祥南小学校体育館
- 3 非常災害時優先電話 0566（76）8773（祥南小学校職員室）